

宇美町立原田小学校いじめ防止基本方針(概要)

Ⅰ いじめ防止の基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない 土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践します。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決します。「いじめ防止対策推進法」の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行いません。また、犯罪行為等の可能性がある場合の対応として、警察等との関連機関と連携を図っていきます。

(2) いじめの定義【平成28年度 文部科学省から】

【「いじめ」とは】

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言います。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

(4) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組めます。

<いじめ問題の特質>

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものです。
- ② いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではありません。
- ③ いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいという特質があります。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いです。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触します。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題です。
- ⑦ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題です。

2 いじめの未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組み、いじめを未然に防止します。

(1) いじめを生まない教育環境としての教師

- ・ 体罰や暴言などの不適切な指導は絶対に行わない教師。
- ・ 誉める達人「誉め達」になり、子どものよさや可能性を伸ばす教師。
- ・ 「ならぬはならぬ」と愛情を持って毅然と叱れる教師。
- ・ 児童の気持ちを理解することに努め、児童と信頼関係を築く教師。

(2) いじめを生まない教育活動の推進

① 「真剣・集中」、「非認知能力を育てる」授業づくり

学習規律の指導を徹底し、真剣に集中して学習に取り組む態度を育てるとともに、非認知能力を重視して、どの子にも理解しやすい手だてを講じて、「学ぶ」ことへの意欲や仲間と協力して問題解決をしていく協働性等を高めていきます。そのことで、達成感・成就感を高め自尊感情を育むことができるように努めます。

② よりよい人間関係を育む教育活動の実施

子供同士が協力して目標を達成できる教育活動を通して、子ども同士のよりよい人間関係を育みます。

③ いじめ防止の意識啓発の教育活動の実施

「人権標語づくり」等の活動を通して、いじめを許さない意識を高めていきます。

④ QU テストによる学級経営の充実改善

QU テストを行い、学校生活満足度や学校生活に対する意欲を把握し、ルールとリレーションのあるいじめを生まない学級づくりに努めます。

⑤ 交流や教え合いのある授業づくり

ペア、グループ、一斉で交流する場を設定し、自他の考えを伝え合ったり、友だち同士で教え合う活動を設定するなどして、授業をとおして児童の自尊感情を高め、よりよい人間関係を育むことができるように努めます。

⑥ 道徳の授業の一斉公開

毎年1回、保護者や地域の方に、全学級で、道徳の授業を一斉公開し、地域と一体となった心の教育を目指します。また、心に響く道徳の授業づくりについての研修に励みます。

⑦ 「ひと」とふれあう豊かな体験活動の実施

生活科や総合的な学習の時間等において、地域の高齢者、障害者、幼児等、いろいろな「ひと」とふれあう活動を通して、豊かな心を育みます。

⑧ 当番、係活動、委員会活動の充実

学級での当番活動や係活動、さらには、委員会活動をとおして、自己有用感を味わわせ自尊感情を高めます。

⑨ インターネット(スマホ)におけるいじめの防止講演会の実施

インターネット(スマホ)を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会等を行います。

(3) いじめを生まない教育環境の充実

教師は児童にとって、最大の教育環境であることを認識して、児童の手本となるように行動し、後ろ姿で指導するとともに、計画的に、また、その都度、必要に応じて、いじめを生まない教育環境基盤づくりの指導を行います。

① 心を通い合わせる「あいさつ」ができるようにします。

・誰にでも ・いつでも ・どこでも ・笑顔で ・自分から

② 人となかよくできる「言葉遣い・返事」ができるようにします。

・温か言葉、レッツ言葉の使用 ・呼び捨て禁止 ・ちくちく言葉厳禁
・呼ばれたら「はいっ!」

③ 物を整えて心を「ととのえ」落ち着いた生活を送れるようにします。

④ 感謝の心をこめて黙々「掃除」ができるようにします。

⑤ 時間を守り、お互いの時間を大切にできるようにします。

3 いじめの早期発見

日頃から、児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

(1) いじめ防止アンケートの実施

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的なアンケートを実施します。

(2) 教育相談ウィークの取組

- ① 6月、11月、2月に全学級において、全児童を対象に教育相談を行い、いじめの早期発見や不安や悩みの把握に努めます。
- ② 教育相談ウィークに「いじめ早期発見チェックリスト」を全職員に配布し、児童の人間関係を定期的に観察します。また、日常的に、教員間で児童についての情報を日常的に共有し合うように努めます。
- ③ 教育相談ウィーク前に「いじめのサイン発見のための家庭用チェックリスト」を保護者に配布・回収し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行うとともに、チェックリストの情報を基に教育相談を行います。

(3) いじめ相談の体制整備

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、担任による全児童との教育相談(6月、11月、2月に教育相談ウィーク設定)体制の整備を行います。

4 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行います。

5 公表・点検・評価

いじめに関する点検・評価に基づき、「いじめ防止基本方針」を見直します。